

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年11月30日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから11月30日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は挙手をお願いします。

ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。よろしくお願いします。

まず、今日の議論の確認なんですけれども、30年から50年までは10年ごとの高経年化技術評価、それから40年目の特別点検を含む60年までの延長認可申請を、これをミックスするという。それで、ここまではこれまでやってきた審査内容とは変わらないという認識で皆さん共有されたと思うんですけれども、そのような考え方でよろしいでしょうか。

○山中委員長 はい。基本的に、今日確認できたことというのは、これまでお話を皆さんでさせて、委員の間でさせてきていただいた30年以降、最長10年の期間ごとで審査をして、認可をしていくということで延長を認めていくというその制度について確認をさせていただいて、30年、40年、50年については、少なくとも現状取っている技術的なデータで十分であるかということについて確認をさせていただいて、一応共通認識が得られたということが、今日の一番大きな点だったかなというふうに思います。

○記者 まず、今後あと優先して決められていくことは、恐らく特別点検。特別点検の時期とか回数であるとか、及び延長認可を終えた、今、延長認可を終えてしまっている40年超の炉の扱いとか、これから40年を迎えて、延長認可を申請した炉であるとか、これからする炉、こういうものの移行期間をまず先に決めなきゃいけないという考え方でよろしいでしょうか。

○山中委員長 まず、今日の一つの論点、残った論点といいますか、継続して議論をしないといけない点としては、旧制度で認可をされた原子炉について、新制度にどういうふうに移行させるのかという点がまず1点と、今後の経過措置のありようについて議論していくというところ。

恐らく細かな論点については、もう少しその議論をする時間はあるかなというふうに思っておりますので、今日大きく取り上げられたのはその2点かなというふうに思っています。

○記者 私のほうからは最後にしますが、その上で、委員長がおっしゃっていた設計の古さを含めた60年超の炉のこの審査についての議論がどうも後回しになるのはある意味しょうがないのかもしれないんですが、これどういうタイミングでどのように始められるのかというのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○山中委員長 今日も、あえてその設計の古さについて少し議論を投げかけさせていただいたんですけども。基本的に委員の先生方の認識としては、設計の古さについては当面、バックフィット制度の中で見ていけるのではないかという御認識なのかなという、今日、私はそういうふうに感じました。

ただ私、問題提起をさせていただいたように、設計の古さというのは技術的・科学的な問題だけではなくて、その設計思想といえますか、設計哲学といえますか、英語で言うとデザインフィロソフィーという。そういう根本にあるものが40年、50年前の原子炉のその設計思想と古くなった原子炉の設計思想というのが食い違ってないかどうかというのは、やはり重要視して見ていかないといけないかなというふうに私自身は思っておりますので、それをどういうふうに安全規制の中で見ていくのかというのが今日、私が問題提起をさせていただいて、委員の皆さんにぜひ考えていただきたい点です。

○記者 最後にしますが、例えばそれはやはり、どういう形にするかは別としても、例えば一つの例で言えば設計の古さ審査ガイド的なものを作るとか、何かそういうこともあり得るのでしょうか。

○山中委員長 具体的に私も幾つかその設計の古さについて、これまで考えなければならぬというものは、幾つか項目としてはございませけれども、それをガイドにすべきかどうかというのは、まだ今のところ私も確信を持てるところではございませぬし、委員の間で恐らく認識がまだ一致はしていませんので、これから委員会で議論をしていきたいなというふうに思っています。

○司会 他に御質問ありますか。

エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れさまです。同じ議題1についてお伺いします。

今日の審査では、その技術評価に関しては、30年、40年、50年までの審査で、今までその取得するデータに関して、技術評価に関しては内容は変えない、これまでどおりというところで共通認識と今もお話がありました。

これはちょっと別なところに行ってしまうかもしれませんが、委員長はかつての記者会見で、今回の新制度に関してかなり厳しくなるという発言をされておりました。

これ、具体的に変わらないというところと、かなり厳しくなるというのが、私の中では全然整合性が取れないんですけども、この点、いかがでしょうか。

○山中委員長 少なくとも大前提として今、40年で1回やっている延長認可制度について、

十分に60年まではきちっと経年化した原子炉の安全規制ができていているという認識は、委員の先生方、あるいは私も一緒でございます。

ただ、制度として、高経年化技術評価で今やっていることを法に基づく認可制度に格上げをして、10年ごとで見えていくと。取るデータは一緒なんですけども、データを直接審査をする、あるいはデータをどういう方法で取ったかというのもきちっと審査をしていくという、いわゆる法に基づく審査、その後に認可をするという、それを10年ごとにするというのは制度としてはより厳正な制度になっているかなと。

ただ、より高経年化した炉について、どのような評価をしていくかということについては今後の議論ですし、60年以降、あるいは60年の少し前からどういうふうにするの準備を進めていくかということについては、今後の議論かなというふうに思っております。

○記者 関連して、今日その特別点検についても議論がされておりました。その内容として、まだ決まっていなくても、その40年超の段階でも審査中だったりすれば、許容するかどうかということも今後の議論というところであったと思います。

結局こうなってしまうと、逆に事業者側からすれば、逆にエントリーしやすくなるわけで、かえって審査は緩んだというふうに捉えることもできるんじゃないのかというふうに思うんですが、この点いかがですか。

○山中委員長 40年で今特別点検を実施しておりますけれども、その特別点検の時期について、どういうふうなその時期について、その導入していくかということについては、まだこれからの議論かなというふうに思っておりますし、そのいわゆるタイミングをいつにするのかというのを、何か事業者の御都合でというようなことは考えておりませんので、これはあくまでも劣化について適切な時期に、我々としては見ないといけないと思っておりますので、詳しい検査をするのであれば適切な時期に見る。40年より適切な時期に見ていくということを選択したいというふうに思っています。

○記者 もう今日、片山長官から40年がまずベースにあって、そこからのその微調整でいいですかということに関して、山中委員長は同意されていたように認識しています。

これ、結局ここで肯定してしまうということは間口を広げることになるので、適正かどうかというのはともかく、緩んでいるというふうには捉えることができると思うんですが。

○山中委員長 私は緩んでいるとは捉えておりません。適切な時期に劣化を診断するという、そういう時期として、40年にするのか、いわゆるもう少し後にするのかという、あるいはもう少し前にした方がいいのかという選択もあるかと思うんですけれども。

○記者 最後、回数についてなんですけども、杉山委員が質問されていたところで、その30年とか40年、50年で、10年おきにやるわけではないという確認は明確に、特別点検ですね、という考えが事務方（原子力規制庁）からは示されていました。

これ、今後の議論にはもちろんなると思うんですけど、内容として、より厳しくなる

んであれば、60年超を迎えるにあたって、30年から特別点検をやりながら、しっかりその中に傷があるかどうか、原子炉の中も見ていくという方法も一案としては、現実的にはありかなと思うんですけど、ここは否定されるのでしょうか。

- 山中委員長 少なくとも今日、委員の先生方から確認、杉山委員から確認をされたわけですけど、特別点検を10年ごとにやるんですかという御質問で、委員の先生方の理解といたしますか、事務局の答え、委員の先生の御理解としては、30年、40年、50年の最低40年は特別点検が確実にあると。今、それで60年まで延長できるということを判断しているわけですから、少なくとも40年前後ではやることには、確実になるんですけど、30年、40年、50年、全部特別点検はやる必要はないでしょうというのが多分委員全員的一致だと思います。少なくとも重要な性質については30年も50年も見ているわけですから。
- 記者 逆に60年目以降に関してなんでどうなっている、今までその40年でやっているの、仮にその40年で見れば20年の評価という、結構ロングタームかなと思うんですけども、これに関して60年目のところでも特別点検をやるところが前提なのかどうかというところはいかがですか。
- 山中委員長 私は基本的に特別点検60年というのが私個人的にはそれぐらいの検査は60年目ではしないといけない、あるいはその何らか前にその準備をしないといけないかなというふうには思っていますけど。
- 記者 分かりました、ありがとうございます。
- 山中委員長 これはもう今後の委員会での議論だと思います。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 他にいかがでしょうか。

カンダさん。

○記者 時事通信のカンダと申します。

今の特別点検の件でお伺いしたいんですが、今、委員長は60年の時点で特別点検ぐらいに類する事をしなければいけないということをおっしゃいましたけども、それはやはり今、例えば既に行われている特別点検というのは、60年までを前提としたものにすぎないので、やはり60年から先については全く未知であるから、そこは例えば仮に、既にもう延長が決まっていて特別点検が終わったものについては、少なくとも60年までの段階でもう1回その先をやるのであれば、やる必要があるというお考えでしょうか。

○山中委員長 今日、旧制度から新制度にどういうふうに移していくかという、そこにも関係しているかと思うんですけども、少なくとも40年合格した原子炉も、50年でもう一度申請をして、延長認可をしていただくというのが多分新制度のありようだと思うので、そこにどういうふうに移行していくかということにも、50年目はよるかなと。60年目までは一応高経年化した安全規制については、ある程度の強度を持って担保で

きていると思うんですけども。

やっぱり60年以降、もし延ばすとしたら、どういう検査がどう必要かというのはこれからの議論かなというふうに思いますし、最低、特別点検並みのものがそこにはいるでしょうし、石渡委員が御提案になったような、そういう世界的な動向も見た上で何か判断をしないといけないというようなところも出てくるかもしれないと考えています。

○記者 あともう一点、設計の古さの議論のところで、いわゆるデザインベース、デザインフィロソフィーというところで、考えなければいけないということで、その一例として、その閉じ込めの話がすごく分かりやすかったなと思ったんですけども、逆の言い方をすると、伴委員なんかは、バックフィットを満たしていれば設計の古さをカバーできるというお考えでしたけれども、委員長としてはバックフィットを満たしたとしても、やはりそれにはカバーしきれないものがあるということではないんですか。

○山中委員長 バックフィットの裏側にある、そのフィロソフィーの変化というのを見逃してはいけないという、そういうその問題提起をさせていただきました。

つまり、フィルタベントをつけるということは技術的に要求をしたわけですけど、それは格納容器を守るということで要求したわけですけど、実はそこには大きなフィロソフィーの転換があったと。それはやはり、40年前に、設計の最初に考えられていなかったことを新たに逆転させて持ち込んだものですから、そういうことを常に意識してバックフィットをかけていく必要があるかなと。バックフィットの思想としてそういうものが裏にないと、設計の古さというのはカバーできないかなというふうに思っています。

常にその設計って、今の状態で十分かなというところを見た上でバックフィットをかけていく。単なる新しい科学技術という、そういうことではなくて、常にその設計が今最新のものになっているのかどうか、あるいはそのフィロソフィーが以前と変わっていないかどうか。他にも例を挙げると、幾つかあるんですけども、これからその委員の間で共通認識といいますか、議論をして、どういう見方、安全規制のありようにしたら一番適切なのかというのを議論させていただきたいと思っています。

○記者 ただ、そのお考えというのは、そもそもそのバックフィットの考え方そのものであって、今の規制でもそういうことを、常にその新知見を取り入れられないかというのは見ているわけですね。なので、それと高経年の炉にそれを適用するというのは、若干何かフェーズが違うのかなというけれども。つまり高経年の炉であっても、その時点でバックフィットというか、その時点のその基準に適合していればそのまま動かせちゃうということは、ある意味、何か高経年の炉であるからこそその配慮というのがどこまでされているのかなという。元々の設計の古さということに対する、作ったときは少なくとも今の設計思想とは違う作られ方をしているわけなので、そこをどういうふうにカバーするかという、何か具体的な手立てをやっぱり上乘せする方向で考え

ていらっしゃるのかということなんですけど。

○山中委員長 私自身はそれについてもう少し規制として何か考えるべき手法はないかなというのを考えているところですし、伴委員も問題提起をされたときにはその意識はあったと思うんですけども。

ただ、バックフィットでかなりの部分は技術的、あるいは科学的な知見は取り入れられているというのは事実ですし、ただそこにきちっとその以前のフィロソフィーから変わっているんだということを意識しながらきちっと設計変更がなされているかどうか、これはいろいろな、他にも例を挙げますと、幾つかあろうかと思えますけど、これから議論をさせていただきたいなというふうに思っている点です。

○記者 分かりました。

○山中委員長 他に御質問は。

マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけど、今質問が重ねてあった点なんですけれども、安全規制について、16日の第2回の安全規制の検討の中で、委員長は我々の安全規制については、カレンダーイヤーでやりますと、度々おっしゃられたと思います。金城課長も我々は暦年で全て規定していくと。杉山委員も私はそういう方針でよいと。田中委員もそうだと。皆さんそれで確認されたと思うんですね。それで間違いはないでしょうか。

○山中委員長 はい。安全規制についてはカレンダーイヤーで実施するということには、もう変更ございません。

○記者 そうすると一昨日の原子経産省の原子力小委員会でも、本日の原子力規制委員会の資料の中でも、30年、運転開始後30年で一度認可という法手続きになると書いてありますが、それで間違いはないでしょうか。

○山中委員長 30年から認可制度が始まる、高経年が、はい。

○記者 長期施設管理計画。

○山中委員長 それと運転延長認可制度を合体したような新しい制度にして、30年から、長くても10年ごとの期間で申請して認可をしていくという、そういう制度に変えますということでございます。

○記者 そうですね。そのように図はなっていると思うんですけど、その30年で認可で、10年以内ごと。

つまり、今日、片山長官が何か、40年は何たらかたらと、ちょっとそれが40年以降に10年以上にかかるような表現ぶりになっていたと思うんですけど、それをわざわざ2回ほど繰り返して委員の皆さんに確認していたと思うんですけど、間違いなく30年で1回認可、それで10年以内ごとで審査認可ということで、間違いはないですね。

○山中委員長 私はそういう理解しております。

○記者 ですね。それで、繰り返さない云々ということも、表現ぶりもあったかのような質問がありましたけれども、あくまでこの図で言うと10年以内ごとの審査認可で繰り返されていくという、その理解で間違いはないですか。

○山中委員長 私はそういう理解しております。

○記者 ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、そうすると、今日は中身の項目のことも幾つか出てきたと思うんですね、6項目ぐらい、中性子照射脆化などについても。これは先日こちらで会見で質問させていただいた中に高浜の件があったんですけれども、高浜の件の場合は、予測評価に疑義があったにもかかわらず、元データに戻らずに、原子力規制委員会はそれでいいんだと、そのことについて法令で求められていないからという理由、人的資源に限りがあるのでいちいちそこまで元データに変えると審査に支障があるというようなことをおっしゃられたというか、準備書面で令和元年10月に出されていて、そのことをちょっと確認していただきたかったのですが、確認していただけましたでしょうか。そういうことでよいのか。

○山中委員長 高浜の中性子脆化に関して、生データそのものを審査していないということは確認させていただきました。いわゆるそこからいわゆる事業者が評価をして、出たデータを我々は審査をしていると。生データをから、いわゆるその評価データですね、事業者が評価をしたデータ、そこまでのいわゆる評価については、いわゆる事業者の品質保証の活動を信用できるものとして我々は審査をしていますという、そういう多分、お答えだと思いますので、そこには私も特段疑義は感じておりません。

ただ、もちろんその生データを見るべきであるという御意見があるというのも承知をしておりますし、ただ我々の今の審査のやり方としては、その評価をされたデータを見て、それが基準に合っているかどうかを審査して、認可をしているという、そういう実情であるというのには認識をしておりますし、そこに私、何か疑問があるとは思っておりません。

○記者 長くなってしまいますので、あと2問だけ。ごめんなさい、それに関連して。

今でもその疑義があれば元データを確認するという方向になってると思うんですけれども、疑義は唱えられても元データに戻らずにいるというところに、そこに疑義が唱えられているということだと思いののですが。

すみません、これはお詫びなんですけど、先日私、そのもの、試験データそのものについては原子炉そのものの評価と、溶接部分の評価と、そこについての人がないので直接見ませんということではありませんでしたので、とりあえずはごめんなさい、そこを間違っ質問しましたのでお詫びします。

ただ、今日の資料の中で原子炉の評価、23ページなんですけど、特別点検の実施項目のところちょうどそのことも出ていまして、原子炉容器は対象ともちろんなっていて、母材と溶接部を対象とすると書いてあるんですけれども、参考として溶接のみ

でもオーケーという説明を金城課長がしたと思うんですね。原子炉のその中性子脆化のためのその試験片を見るときに、溶接部だけではまずいんじゃないかと思うのですが、この辺は今後やはりきちんと検討されていくということによろしいでしょうか。

○山中委員長 特別点検の中身、取るデータは今日議論はしていただきましたけども、どこまでのデータをきちっと見ていくか、これはもう本当に、御指摘のように、生データまできちっと見ていくのかどうするのかということは、これから議論をさせていただきたいと思いますし、私も生データを見るということの意義というのは十分理解できますので、それは委員会の中で議論をさせていただきたいと思います。

○司会 ほかに御質問はありますか。オノザワさん。

○記者 東京新聞のオノザワです。

60年以降の規制について今日の議論では先送りされましたけど、これはいつ頃検討を開始するおつもりですか。

○山中委員長 恐らく詳細をきちっと決めないといけないというのは、経過措置の期間の中できちっと決めていく必要があるかと思っておりますので、今すぐに、どれぐらいの期間でというのはお答えしづらいところがありますけども、それほど長い時間はかけていられないかなというふうに思っております。

○記者 年内に政府側が方針を決めますよね。新制度に向けていろいろ法改正しないといけないと思うのですが、その新制度ができるときには、60年超の規制をどのようにやっていくかというのも決まっているという理解ですか。それとも、取りあえず新制度はつくっておいて、その先に決めていくのか、どちらでしょうか。

○山中委員長 まず、大きな、法的な枠組みについて、きちっと決める必要があるかと思っておりますので、そこについて、まずきちっと委員の間で合意を得るということさせていただきたいというふうに思っております。どういう検査を今後やっていかなければならないか、あるいはどういうデータの取り方をしないといけないかということについては、もう少し先の、下部の規定の議論になろうかなというふうに思っております。

○記者 一応、関心が高いところだと思うので、今の段階で方向性を示す必要がないというふうに思われる理由を教えてください。

○山中委員長 恐らく、先ほども少し、評価の手法の話ですとかデータの話とかというのが出ましたけども、非常に、議論すべき点というのは非常に多くございますので、まず、その大枠をまず議論させていただいて整備をするという、もちろんこれは相手方がどのような制度にされるかということにも依存しますので、そこを見て制度設計を我々も決めないといけませんけど、まずそこを決めてから、詳細の議論をさせていただこうというふうに思っております。

○記者 あと、特別点検なのですけども、30年から10年ごとに毎回はやらないということ

だとは思いますが、委員長も先ほど、従来からおっしゃっているように、遥かに厳しいものになるということでしたら、10年以内ごとに審査認可ということがあるんだから、毎回やるのが、それこそやはり、きちんとした安全を確かめるという点では手厚いんじゃないかなと思うのですけども、何で毎回やらなくてもいいというふうに判断されるのですか。

○山中委員長 これは大前提で、委員の間で議論をさせていただきました。40年の認可制度というので、60年まで高経年化した原子炉の安全規制がある程度の強度で保てているという、そのことを考えますと、少なくとも50年については既存の高経年化技術評価で取っているデータを詳しく見るということでは十分なのではないかという、委員の間ではそういう合意が得られたのではないかなというふうに思います。

○司会 そのほかいかがでしょうか。マサノさん、2回目を挙げられていらっしゃいますが、お待ちください。ヤマダさん。

○記者 新潟日報社のヤマダです。

話題がちょっと変わるのですけれども、先週の火曜日の夕方にありました臨時会で、核物質防護の関係の四半期報告があったと思います。柏崎刈羽原発の照明機器、照明装置に非常用電源設備が接続されていなかったという案件が報告されて、緑評価ということになったと思います。こちらの評価をされた理由と、今まさに追加検査の最中の中で、またこの核物質防護に関する事で、またトラブルが出たということについての受け止め、2点お願いします。

○山中委員長 まず、緑判定でいいかどうかということでございますけれども、核物質防護に対する影響について、ガイドに基づく評価で、少なくとも緑判定でいいという、委員の間でも異論はございませんでした。

今、追加検査の最中で、またこういうような違反があったということについては非常に遺憾だと思っております。明日からだと思うのですけども、委員2名が現地に視察に行きますので、そのときに改めて様々なことを確認していただければというふうに思っております。

○記者 緑判定について、本当にこれでいいのかということについて、もうちょっと、もう一言いただきたいのですけど、ガイドに基づくというのはそのとおりなのですが。

○山中委員長 大変申し訳ありませんけど、セキュリティ関係のお話ですので、そこら辺までで止めさせていただきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、いかがでしょうか。マエムラさん。

○記者 読売新聞のマエムラです。お疲れさまです。

今の話の、やや確認になるのですけれども、一応その高経年化した原子炉に対する厳

しきとしては、今後の議論ではあるけれどもということで、60年目で特別点検のようなものを実施するというのと、あと古い炉に対する設計思想を何らかの形で評価するという、その2点を導入することで、厳しい安全規制というのは担保できるということで考えておられるのでしょうかというのが1点目です。

- 山中委員長 少なくとも今日議論になりましたのは、30年、40年、50年までの、いわゆる技術的に評価をするデータを取得するのに現状のデータで十分かどうかという議論はさせていただきました。ただ、運転がさらに60年を超えた場合にどのような規制をしていくべきかということについては、まだこれからの議論かなというふうに思っておりますし、私は最低特別点検程度のものは要求しないといけないかなというふうには思っておりますが、これも個人的な考えですので、委員会で様々議論をしていただければと思いますし、設計の古さについても問題提起をさせていただきましたけども、委員の中ではバックフィットで見られているのではないかという御意見もございますので、この点については、より運転が長くなっていったときに、本当に、より厳しく見るために何が必要かというのは今後議論をさせていただきたいなというふうに思っています。
- 記者 ありがとうございます。今のお話にもちょっと関連するのですが、少なくとも50年までの評価としては、データのそろえ方としては、基本的にこう、見せ方の問題はあっても、データの取り方自体は変わらないとすると、いわゆる電力会社の負担というのはあんまり、これまでどおり、基本的には変わらないという認識なのでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも、データそのものについても、いわゆる認可制度の中で評価をしていきますし、データをどういうふうな手法で検査をして取ったのかという、取得したのかということについても、審査の中で見ていきます。これまで見てこなかった点でございます。審査書の本文に全てのデータが載ることになりますので、事業者としては、負担は増えるかなというふうに思いますし、我々としては、より機動的に、何か疑義が生じた場合には安全の措置ができるという、そういう形に持っていけるのではないかなというふうに考えています。
- 記者 分かりました。最後なのですが、28日の日に経産省の原子力小委員会のほうで運転延長の在り方についてある程度の絞り込みがされて、かつ、その廃炉原発の建て替え方針ということで、次世代軽水炉をつくろうという話も出たと思っておりますけど、それについての、改めて受け止めをお聞かせいただいてもいいでしょうか。
- 山中委員長 御質問は、新型炉の導入に関してどうかという御質問。これについては、まずはその事業者がどういう炉を導入することを考えているのかということについて伺った後に、我々としては、その新しい基準をつくって審査をしていく準備をしないといけないと思っておりますので、まずそういう、どういう炉を事業者自身、導入するのかというところがはっきりしないと、現時点では何とも申し上げようがないかなと

いうふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。ハセガワさん。

○記者 NHKのハセガワです。

その設計の古さに対する対応のところ、先ほど、設計思想が変わっていないかを見ていく必要があるというふうなところがあったのですが、これはつまり、見ていくはいいのですが、それが、何というか、駄目になる瞬間というのが、どういうことなのか。つまり、パッチワークでは、何というか、対応できない、つまり、何というか、技術と技術が、どれも設計思想としては正しいけれども相反するみたいな、そういうことだったりするのですか。どういうことを指すのかというのが分からなかったのです。

○山中委員長 恐らく、何か設備で対応しきれないような、これは本当に、何が起こるかというのは本当に将来のことなので分かりませんが、これまで非常に、設計思想が逆転したということが、福島事故以降、起きています。そのような、いわゆる、例えば格納容器に、今まではもう、絶対穴を開けない、閉じ込めるんだという思想で来たものが、いや、むしろ格納容器を守る装置をつけてガスを逃がしたほうが安全であるという、そういう、その設計、全くその考えが違う方向に進んだわけですね。

それで、何か、こちらのほうがより安全だという、その新しい設計思想が出てきたときに、設備で対応しきれないようなことがあれば、やはり、止めざるを得ないのかなと。ただ、それが一体何だというのは、私も今お答えできませんけれども、そういうものが出てくれば、当然、石渡委員が言われた、世界中の新しい炉を見て、こんなものは絶対要るよねという話になったときに、それは設計思想が例えば変わるようなものであって、これはだから、もう入れないといけないよねと。だけど、それを入れようと思って入れられない、物理的に、例えば入れられないようなものが仮にあったとしたら、もう止めざるを得ないのかなという。もう本当に、実例というのはなかなか挙げづらくて申し訳ないのですけど。

○記者 今その海外のという話、基本的に、やっぱりその知見収集も、今もう既にもうやられて、バックフィットの関係でやられているかと思うのですが、海外の炉で求められていることもやっぱり翻って、日本の既設炉についても対応するというのは、それは当然のこととしてやっていくということですか。

○山中委員長 今までも、それは既にやっていることですが、本当にその設計思想に関わるような何か、あるいは40年前に考えられていなかった何か提案されて、それはやっぱり入れるべきですねというような話になったときには、それは規制として要求をする。それで、設備的に対応できない、古い炉で対応できないようなものについては、やはり、本当にその安全上、必要であるというようなものであれば、止めていただくざるを得ないかなというふうに思っています。

だから、そういうのが何かと言われると、今すぐにお答えできないですけど、はい。

○司会 ほかにいかがでしょう。タカダさん。

○記者 西日本新聞のタカダです。よろしくお願いいたします。

私も60年以降の部分でお尋ねしたいのですが、先ほど、設計の古さを考慮するですとか、最低限特別点検並みのということをおっしゃってしまっていて、それ以外はもう今後議論するということでしたが、委員長御自身の中で、60年以降動かすに当たって、こういう項目はやはり検討したほうがいいんじゃないかといったものが例示できるとすれば、していただけると助かるのですけれども。

○山中委員長 今、具体的に、こういう項目というのは、少なくとも一例として特別点検の項目は必要なのではないかというのは、個人的な、委員長個人としての意見を述べさせていただきましたけども、これから先、未知の領域に入っていきますし、世界的に見ても、まだ50年少し程度の運転の現象しかありませんので、やはり世界的な知見も見た上で、いろんな点検項目というのを考える必要があろうかなというふうに思います。なかなか具体的にお答えできなくて申し訳ないのですが。

○記者 あとすみません、追加で、以前から原発の寿命みたいなものを科学的に一律には定められないということをおっしゃっていたかと思うのですが、一方で、60年でそういうさらなる検査をするというのは、寿命を決められないということとちょっと矛盾するようにも聞こえるのですけども、なぜそこが特別にプラスアルファの検査が必要だというふうにお考えなのかということをお教えください。

○山中委員長 私のイメージとしては、10年置きにやっていくというのがイメージとして持っています。それで、40年で仮に特別点検をするならば、次もし項目を増やすとしたら20年目かなという、それぐらいの程度のお答えになってしまうのですけども、特に何か、60年というのが何か特別なタイミングというわけではありませんし、10年置きというのは、これは海外の、例えばフランスの例なんかを見ていただくと、10年置きにそういう評価をしているというのが一例としてありますし、アメリカの例でいうと、40年から20年置きという例がありますので、そういうことを考えますと、10年置きに、それで、詳しい検査は20年置きにというのが一つ考え方としてはあるかなというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。マサノさんが手を挙げていらっしゃるんですが、ほかに1回目の方。

では、マサノさん、ヨシノさんと続けたいと思います。

マサノさん、お願いします。

○記者 フリーランスのマサノです。

引き続き、60年問題なのですからけれども、60年超えのものは検討を先延ばしということになりましたけれども、今日のペーパーには、利用政策側での運転期間の在り方の検討結果が明らかにならないと検討の必要性が判断できないとあるのですが、そんな議論だったのでしょうか。検討の必要性がないとなったら、何も検討しないまま、どんどん時間が過ぎていくのではないかという、よく分からない疑問があるのが一つと。

あと結局、検討結果は、最終結果ではないですけれども、停止していた期間だけ延ばすというような、除外するというような方向に議論が、原子力小委員会のほうで、経産省のほうでは向かっていると思いますけれども、そうすると、2年前に原子力業界から規制庁のほうにも要望があった停止期間は、40年、60年から除外してほしいという要望どおりになってしまったと思うのですが、規制が全然役に立っていないという、規制委員会としての役割を果たしていないというふうにしかならないのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○山中委員長 まず、60年以上、何も考えないのかという点でございますけど、まず利用政策側が、60年までしか運転を延ばさないという結論が仮に出たとしたら、60年以上のことは考えなくていいと。ただ、今、新聞紙上で書かれているような、いわゆるその期間を延ばすということが、暦年で考えると期間を延ばすというようなことが考えられるならば、少なくとも60年以上何をするかというのは、我々は考えないといけないと思っています。

それと、もう一点が、安全規制はどうなんだという話ですけども、安全規制は少なくとも暦年でやらせていただきます。運転期間を含めた暦年で、運転停止期間も含めた暦年でやりますので、この点についてはもう、考え方は変わっていません。

○記者 よく分からないのですが、要するに、先ほど、30年、10年、10年以内というのが、やっぱり10年ごとではないというような御回答もあったので、その辺はちょっとよく分からないので、もし委員長、お考えが既にはっきりしているのであれば教えていただきたいなと。

○山中委員長 マックス10年ということで、10年を超えることはないということです。短い期間もある。

○記者 はい。でも10年ごとではない。毎10年ごとではない。

○山中委員長 はい。短い期間があってもいいという、今は皆さん、そういう認識で合意ができています、いわゆる共通認識で。

○記者 短くはなる。

○山中委員長 はい。短くはなる可能性はあるという。長くはならないという理解を私もしていますし、そういう御理解をいただければいいかと思います。はい。

○記者 すみません、最後です。

外国の制度の取り入れという話がちょっと出てきまして、五十数年が今最大だということですが、認可したものは6基あるというような資料が規制庁のほうから出ていまし

たけれども、さらに調べてみると、これ日本の普通の原子力白書に、確かに6基が20年間の運転認可更新の承認を受けて80年運転が可能になったとありますが、ただし、そのうち4基、6基のうち4基については環境影響評価手続に問題が出て承認を取り下げる決定を行ったとあるので、実際には2基だけなのですね。

伺いたいのは、現在、もちろん環境影響評価法の対象になっていないわけですが、やはり何か起きた場合、事故が起きた場合の影響を考えますと、社会影響、自然環境影響、経済影響も考えますと、環境影響評価法の対象に、この高経年化評価というのにかけて、広く何人でも意見を言えるようにするというところを取り入れるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○山中委員長 現時点でそれは考えておりませんが。

○記者 そこは即答なのですか。なぜ即答なのですか。

○山中委員長 現時点では考えておりませんが、今後その点についても、そういう法律というのが少なくともあるということは承知していますので、検討してみたいと思います。

○記者 はい、お願いします。

○司会 はい、ヨシノさん。

○記者 すみません、2回目で申し訳ありません。テレビ朝日、ヨシノです。

1点だけ、月曜日の原子力小委員会が、改めて、今さらなのですけども、最長60年の、これは変えずに、それで仮処分、停止期間と審査停止期間についてを60年から後につき足すと、このような方向性を打ち出したことについての委員長の受け止めをお願いいたします。

○山中委員長 少なくとも利用政策側、入り口で、我々はその次のいわゆる安全規制を担当する委員会だと認識をしております。したがって、入り口の利用政策側がどういう暦を使われようが、私どもはカレンダーイヤーできちっと安全規制をしていくという、その考えに変わりありません。

○黒川総務課長 すみません、事務局から。

さっきのマサノさんの質問に、ちょっと事務局から補足で御説明したいと思います。環境影響評価法という法律は環境省所管の法律になっていて、基本的に、建設事業に対して適用されます。ですから、この運転期間を延ばすとか、そういう既存にあるものを使い延ばすということにはそもそも適用ができないので、そもそも対象になり得ないんじゃないかと思います。

その上で、マサノさんの問題意識は、その意見を述べるというところ、そういう機会を与えるべきではないかという御趣旨だったと思いますので、そういうことであれば、まさにその認可という手続がありますので、そこでパブリックコメントをするかどうかということになるのではないかと思います。それは当然、委員会で判断がなされ

ると思います。

○司会 ほかに御質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—